

平成27年2月定例会 経済委員会（付託）

平成27年2月24日（火）

〔委員会の概要 農林水産部関係〕

喜多委員長

休憩前に引き続き、委員会を開きます。（10時40分）

これより、農林水産部関係の審査を行います。

農林水産部関係の付託議案については、さきの委員会において説明を聴取したところですが、この際、追加提出議案及び追加提出予定議案について、理事者側から説明願うとともに、報告事項があれば、これを受けることにいたします。

【追加提出議案】（資料①）

- 議案第64号 平成26年度徳島県一般会計補正予算（第8号）
- 議案第71号 平成26年度徳島県農業改良資金貸付金特別会計補正予算（第1号）
- 議案第72号 平成26年度徳島県林業改善資金貸付金特別会計補正予算（第1号）
- 議案第73号 平成26年度徳島県県有林県行造林事業特別会計補正予算（第1号）
- 議案第74号 平成26年度徳島県沿岸漁業改善資金貸付金特別会計補正予算  
(第1号)

【追加提出予定議案】（資料②）

- 議案第88号 平成26年度徳島県一般会計補正予算（第9号）

【報告事項】

- EU向け「平成27年産かんきつ」の輸出への取組について

小谷農林水産部長

2月定例会に追加提案いたしました農林水産部関係の案件は、平成26年度補正予算案でございます。

その概要につきまして、お手元の経済委員会説明資料（その3）により御説明申し上げます。

説明資料の1ページをお開きください。

一般会計歳入歳出予算の総括表でございますが、今回の補正予算の総額は、補正額欄最下段の計に記載のとおり、48億1,460万8,000円の減額をお願いするもので、補正後の予算総額は、317億1,723万4,000円となっております。補正額の財源内訳につきましては、括弧内に記載のとおりでございます。

2ページをお開きください。

特別会計でございますが、補正予算の総額は、補正額欄最下段の合計に記載のとおり、1億7,162万4,000円の減額をお願いするもので、補正後の予算総額は、2億3,118万7,000円となっております。

3 ページを御覧ください。

課別主要事項でございます。

摘要欄に記載しております主なものについて、御説明いたします。

農林水産政策課の一般会計でございますが、上から6段目の農地調整費につきまして、摘要欄①の農地保有合理化促進費において、今年度から事業を開始した農地中間管理機構に係る事業費が確定したことなどにより、減額をお願いするものでございます。

4 ページをお開きください。

農林水産政策課合計といたしましては、補正額欄の最下段に記載のとおり、3億4,008万5,000円の減額となっております。

5 ページを御覧ください。

農林水産政策課所管の特別会計でございますが、1段目の農業改良資金貸付金、2段目の林業改善資金貸付金及び3段目の沿岸漁業改善資金貸付金につきまして、融資実績に合わせた貸付額の決定などに伴い、それぞれ減額をお願いするものでございまして、農林水産政策課合計で、最下段の補正額欄に記載のとおり、1億8,443万1,000円の減額となっております。

6 ページをお開きください。

もうかるブランド推進課でございますが、上から2段目の園芸振興費につきましては、摘要欄②の野菜経営安定対策費において、価格差補給金の交付実績の確定などによる減額を、また、摘要欄③の農業生産総合対策等事業費においては、国庫補助事業費の確定による増額をお願いするものでございまして、もうかるブランド推進課合計で、最下段の補正額欄に記載のとおり、122万7,000円の増額となっております。

7 ページを御覧ください。

畜産課でございますが、上から3段目の畜産振興費につきましては、それぞれの事業について国庫補助金額の確定などによる減額を、また4段目の家畜保健衛生費につきましては、非常勤嘱託獣医の報酬や臨時職員の賃金に係る増額をお願いするものでございまして、畜産課合計で、最下段の補正額欄に記載のとおり、2,316万2,000円の増額となっております。

8 ページをお開きください。

水産課でございますが、上から7段目の漁港建設費につきましては、国庫補助事業費の確定などによる減額を、9ページ1段目の漁港施設災害復旧費につきましては、大規模な災害が発生しなかったことによる減額をお願いするものでございまして、水産課合計で、最下段の補正額欄に記載のとおり、2億6,072万円の減額となっております。

10ページをお開きください。

農林水産技術支援本部（農林水産総合技術支援センター）でございますが、1段目の農業総務費につきましては、摘要欄③の就業機会創出支援費において新規就農総合支援事業に係る事業費の確定などにより、減額をお願いするものでございます。農林水産技術支援本部合計で、11ページ最下段の補正額欄に記載のとおり、1億1,449万6,000円の減額となっております。

12ページをお開きください。

農村振興課でございますが、上から4段目の土地改良費につきましては、摘要欄②の中山間地域農村活性化総合整備事業費において、中山間地域の生産基盤整備に係る事業費の確定による減額を、5段目の農地調整費につきましては、摘要欄①の地籍調査費において、国庫補助事業費の確定による減額をそれぞれお願いするものでございまして、農村振興課合計で、最下段の補正額欄に記載のとおり、4億5,288万7,000円の減額となっております。

13ページを御覧ください。

農業基盤課でございますが、上から3段目の土地改良費につきましては、国庫補助事業費の確定などによるそれぞれの事業についての減額を、14ページをお開きいただきまして、1段目の農地防災事業費、摘要欄②の災害関連緊急地すべり防止事業費、また3段目の農地及び農業用施設災害復旧費、さらには4段目の耕地海岸施設災害復旧費につきましては、災害に係る復旧事業費の確定などによりましてそれぞれ減額をお願いするものでございます。農業基盤課合計で、最下段の補正額欄に記載のとおり、17億9,556万円の減額となっております。

15ページを御覧ください。

林業戦略課の一般会計でございますが、1段目の林業総務費につきましては、摘要欄⑧の森林整備加速化・林業飛躍事業費において事業費の確定などによる減額を、4段目の造林費につきましては、摘要欄①の森林環境保全整備事業費において国庫補助事業費の確定などによる減額をそれぞれお願いするものでございます。

林業戦略課合計で、最下段の補正額欄に記載のとおり、10億1,904万7,000円の減額となっております。

16ページをお開きください。

林業戦略課所管の特別会計でございますが、県有林県行造林事業に係る事業費の確定などにより、1,280万7,000円の増額をお願いするものでございます。

17ページを御覧ください。

森林整備課でございますが、3段目の林道費につきましては、国庫補助事業費の確定などによる減額を、4段目の治山費から18ページに移りまして1段目の治山施設災害復旧費につきましては、国庫補助事業費及び災害に係る復旧事業費の確定などによりそれぞれ減額をお願いするものでございまして、森林整備課合計で、最下段の補正額欄に記載のとおり、8億5,620万2,000円の減額となっております。

19ページを御覧ください。

繰越明許費の追加でございます。

水産課の漁港管理費から21ページ森林整備課の県単独治山事業費まで、6課、32事業につきまして、21ページの翌年度繰越予定額欄最下段合計に記載のとおり、27億3,539万1,000円をお願いするものでございます。

22ページをお開きください。

繰越明許費の変更でございます。

今議会におきまして、先議により御承認いただき、同時に繰越明許をお認めいただきま

した事業のうち、繰越予定額の変更を要する事業を22ページから23ページに記載しております。水産課ほか3課の12事業につきまして、23ページの翌年度繰越予定額の補正後欄最下段合計に記載のとおり、64億3,285万8,000円をお願いするものでございます。

繰越しをお願いする事業につきましては、計画に関する条件などから、また、当初予定しておりました諸条件などの変更に伴いまして、年度内の完成が見込めなくなり、やむを得ず翌年度に繰越しを行うものでございます。

今後、事業進捗にできる限り努めてまいりますので、よろしくお願いいたします。

24ページをお開きください。

債務負担行為の追加でございますが、農業基盤課の国営吉野川下流域総合農地防災事業及び国営那賀川総合農地防災事業におきまして、土地改良法の規定に基づく、国営土地改良事業負担金の償還における平成25年度事業の実施に係る負担金について、債務負担行為の設定をお願いするものでございます。

続きまして、最終日の追加提案を予定しております、平成26年度補正予算案について説明申し上げます。

お手元の経済委員会説明資料（その4）により御説明申し上げます。

これは、さきに成立しました国の補正予算、地域活性化・地域住民生活等緊急支援交付金を活用する事業でございます。

1ページをお開きください。

一般会計歳入歳出予算の総括表でございますが、今回の補正予算の総額は、補正額欄最下段の計に記載のとおり、4億900万円の増額をお願いするもので、補正後の予算総額は、321億2,623万4,000円となっております。補正額の財源内訳につきましては、括弧内に記載のとおりでございます。

2ページをお開きください。

特別会計につきましては、補正はございません。

3ページを御覧ください。

課別主要事項でございます。

もうかるブランド推進課でございますが、1段目の計画調査費につきまして、摘要欄①の地域活性化・地域住民生活等緊急支援費のア、次世代「園芸産地」創生事業において、次代を支える生産者の意欲と、地域が持つ資源を生かした人材の育成・確保、また、生産基盤の強化、さらには、新技術等の導入モデル園の設置などに取り組む経費として、2,000万円の増額をお願いするものでございます。イの「6次産業化課題解決プロジェクト」連携推進事業においては、徳島県と徳島大学が中心となり組織した徳島6次産業化課題解決プロジェクトチームにより、現在取り組んでおります課題の解決を図るため、地域資源を活用した商品づくり・販路開拓等の支援を行うために必要な経費として、4,000万円の増額をお願いするものでございます。ウのデータ活用「ブランド戦略」支援事業においては、生産者団体や関係機関が持つ様々なデータを一元的・総合的に活用することにより、効果的なマーケティング活動を実施するために必要な経費として、1,250万円の増額をお願いするものでございます。エのとくしまの「食」マーケティング強化事業においては、若手生産者等のチャレンジを支援するため、首都圏等における戦略的な情報収集や販

売促進、大手企業との連携による情報発信や販路拡大を図るための経費として、3,500万円の増額をお願いするものでございます。

以上、もうかるブランド推進課合計で、最下段の補正額欄に記載のとおり、1億750万円の増額をお願いするものでございます。

4ページをお開きください。

水産課でございますが、1段目の計画調査費につきまして、摘要欄①の地域活性化・地域住民生活等緊急支援費のア、青年漁業者就業給付金モデル事業において、全国に先駆け、青年漁業者の就業直後の所得を確保する給付金制度をモデル的に実施し、若者の漁村地域への定住や漁業への定着を図る経費として、2,000万円の増額をお願いするものでございます。

5ページを御覧ください。

農林水産技術支援本部（農林水産総合技術支援センター）でございますが、1段目の計画調査費につきまして、摘要欄①の中のア、農業するなら徳島で！就農研修支援事業において、就農希望者を対象とした、現地見学ツアーを開催するとともに、農家などで実践研修を受けるに当たっての所得支援を行う経費として、9,000万円の増額をお願いするものでございます。イの「アグリサイエンスゾーン」創出事業においては、農林水産総合技術支援センターにおきまして試験研究機器等を整備し、オープンラボとして、徳島大学生物資源産業学部（仮称）をはじめとする大学や企業等に開放するなど、関係機関との連携を強化したアグリサイエンスゾーンを構築し、新技術の早期開発を促進するための経費として、1億3,000万円の増額をお願いするものでございます。ウの農業女子活躍促進事業においては、女性の視点による農山漁村地域活性化に向けたモデル事業の実施及び新商品の開発や販路開拓など新しい農業ビジネス展開に向けた取組を支援する経費として、400万円の増額をお願いするものでございます。エの有機農産物等地域ブランディング支援事業においては、新たな機能性表示やデザイン化による地域ブランディングや都市圏在住者への販路開拓などにより、有機農産物等の生産・販路拡大に向けた取組を支援する経費として、400万円の増額をお願いするものでございます。

以上、農林水産技術支援本部合計で、6ページ最下段の補正額欄に記載のとおり、2億2,800万円の増額をお願いするものでございます。

7ページを御覧ください。

農村振興課でございますが、1段目の計画調査費につきまして、摘要欄①の中のア、未来ある農山村育成支援事業において、大学等の外部専門家によるワークショップなどにより、農山村の維持・活性化に取り組む新たな集落づくりを進め、魅力と活力にあふれた未来志向の農山村づくりを支援する経費として、450万円の増額をお願いするものでございます。

8ページをお開きください。

林業戦略課でございますが、1段目の計画調査費につきまして、摘要欄①の中のア、県営林活用人材育成・交流促進事業において、県営林等を活用し、プロフェッショナルの森などを整備することにより、林業従事者や新規就業者の研修、また県内外の大学生等の研究・交流の場を創出する経費として、4,200万円の増額をお願いするものでございます。

イのとくしま木育交流推進事業において、商店街の空き店舗や、公共施設の空きスペースを木質内装化し、木育や子育て支援など多機能型拠点を整備するとともに、県産材製品の普及を図る経費として700万円の増額をお願いするものでございます。

以上、林業戦略課合計で、最下段の補正額欄に記載のとおり、4,900万円の増額をお願いするものでございます。

9ページを御覧ください。

繰越明許費の追加でございます。

ただいま御説明いたしました地域活性化・地域住民生活等緊急支援費に係る事業につきまして、年度内執行が困難であるため、翌年度への繰越しをお願いするものでございます。

もうかるブランド推進課ほか4課の事業につきまして、翌年度繰越予定額欄最下段合計に記載のとおり、4億900万円をお願いするものでございます。

提出案件の説明は、以上でございます。

この際、1点、御報告させていただきます。

EU向け「平成27年産かんきつ」の輸出への取組についてでございます。

資料はございません。

ユズ、温州みかんなど徳島県産かんきつは、本年度、フランスで開催されました見本市に出展し、高い評価をいただいているところであります。今後、EUに向けた輸出の拡大に関係者の皆様とともに、しっかりと取り組んでまいりたいと考えております。

このため、2月27日（金）に、ジェトロ徳島事務所をアドバイザーとして、この中に加えてJAや行政関係者で構成する第1回EU向けかんきつ産地サポートチーム会議を開催し、生産者の皆様にお使いいただくEU向け温州みかん生産ガイドラインの作成に取り組むとともにEUの残留基準を考慮した防除の徹底について、指導體制の強化を図ってまいります。

今後とも温州みかんの輸出中止に至った今回の事案について、防除技術体制の検証をしっかりと行い、産地の皆様のチャレンジを支援し、かんきつ輸出の拡大に向けて取り組んでまいりたいと考えております。

報告事項、また提出予定案件の説明につきましては、以上でございます。

御審議のほど、よろしくお願いいたします。

喜多委員長

以上で説明等は終わりました。

それでは、これより質疑に入ります。

質疑をどうぞ。

庄野委員

まず初めに、水産課にお聞きしたいと思いますが、青年漁業者就業給付金モデル事業が補正で2,000万円計上されていると今説明をいただきました。これにつきましては、今まで我が会派の松崎議員、それから私も、農業のほうには新規就農の助成の仕組みがあるにもかかわらず、漁業者についてはないじゃないかという意見でした。やっぱり漁業の振興

に当たっては、担い手を育てていくという視点で非常に重要であるということで、今回、このモデル事業が全国で先陣を切ってなされるということは非常に私もうれしく思います。これまで私が指摘をしてきた部分もあるんですけども、本当にこれを機会に新規に漁業に携わる若い方々が増えて、県内の漁業が活性化されていったら非常にいいなと思っております。期待しております。

そこで、どの地域に何人ぐらいの規模で、どのぐらいのエリアで育てていく予定にされているのか、少し詳しく教えていただきたいと思っております。

#### 船越水産課長

ただいま、今回お願いしております青年漁業者就業給付金モデル事業につきまして、御質問をいただきました。

どのぐらいのエリア、あるいはどのぐらいの人数でということなんですが、まずエリアとしましては、徳島県全体を考えております。特にこのエリアに限ってということは想定しておりません。

それと、対象予定者、人数ということなんですが、毎年20名程度となっております。新規就業者の方はいらっしゃいますが、20名を少し下回ったり、あるいは上回ったりしておりますので、この事業をするために、ただいま各漁協に、より詳しい調査を実施しております。ですから、これが何人ということは、具体的にはこれからの話なんですが、この事業をお認めいただいた後には、我々だけではなく、漁業者あるいは県漁連等とも協議会等を設けまして、この事業をしていく上でのスキーム等をしっかりと決めてまいりたいと考えております。

#### 庄野委員

今議会で決められれば予算が確保できるわけですから、是非県内に幅広く周知されて、よく検討されて、できるだけ年齢を問わず、漁業に携わる方々が増えたら非常にありがたいと思っております。

伊島では、アワビとかが結構収穫できるようになって、若い方が漁業に携わって生計を立てていると、そこで生活をするという方々も増えていると聞いています。栽培漁業のことも前に言いましたけれども、やっぱり県内でアワビもつくっていますから、きちんと県内で確保して、ますます若者が、年齢を問わずですけども、漁業に携わる方々が増えていく、そして収入が上がる、そして県内の漁業が活性化していくように、私はこのモデル事業に非常に期待しております。是非、周知等をきちんとしていただいて、実際に就業者が増えるようによろしく願いしておきたいと思っております。

それと、栽培漁業センターの存続の部分、そしてまた、技術の伝承の部分につきましては、12月の委員会でも申し上げましたけれども、これが今任期最後の委員会ですので、漁業の組合員の方々、それから漁協の方々、県南部の方々、重清委員も言われていましたけれども、栽培漁業の技術の伝承、その施設にかける、いわば種苗をつくっていくという伝統的な技術、技能をやっぱり私は徳島県の財産として伝承してもらいたいです。また、今の施設が老朽化して、津波が来たときにも危ないというのであれば、お金はかかります

けれども、新規の漁業に携わる方々が増えてくる。そして、そこできちんと収入を得るというためには、そういう種苗の生産が必要だというふうに私は認識しています。それから施設もお金は要りますけれども、もしできるのであれば、高台移転というのはちょっと難しいかも知れませんが、将来的に安全なところに新規移転する、社会資本を整備するという事は県にとっても重要なんじゃないかなという気が私はずっとしております。そこでひとつコメントをいただけたらありがたいなと思いますが、これは部長さんでないとおかしいですね。

#### 船越水産課長

栽培漁業センターのお話、種苗生産技術の伝承のお話でございますが、まず、栽培漁業を推進するに当たっては、委員おっしゃいました魚介類の種苗生産と、その技術を伝えていく伝承が重要であると我々も認識しております。

栽培漁業を実施していくに当たりまして、国が5年ごとに栽培の基本方針というのを定めます。それがちょうど来年度となってまいります。県が今後栽培漁業を実施していくためには、国の方針にあわせて県の栽培漁業基本計画を策定することとなっております。来年度に新たな栽培漁業計画を策定するに当たり、あわせて栽培漁業センターの運営体制について見直しを行うこととしております。種苗生産の技術伝承につきましても、この見直しの中で検討してまいりたいと考えております。また、見直していく中で、例えば種苗生産の技術についても、より効率的な良い種苗をつくるためにどうしたらいいかということも、今後、一緒に検討してまいりたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

また来年度、水産研究課・美波庁舎につきましても、機能強化ということで県議会にお願いしておるところでございます。そういうことも予定されておりますので、水産研究課等とも連携しながら、この種苗生産、技術の伝承等につきましてしっかりと取り組んでまいりたいと考えております。

#### 庄野委員

どうぞよろしくお願いいたします。

それと、農林水産大臣が辞任をするということになりまして、非常に残念でございますけれども、あの大臣が力を入れておったJAの改革についてです。

私は新聞記事などを見ても余り理解ができないんですけれども、要はJAの改革をすることによって農家の所得を向上させるとか、そういうふうなことがよく言われています。本県の場合、今の全中の萬歳会長と合意をしたということでございますけれども、その中身のポイントを少し教えていただきたいのと、あと、その改革によって県内の農家の収入は上がるのか、また経営は良くなるのか、教えてください。

#### 手塚農林水産政策課長

ただいま、庄野委員さんのほうから、今回の農協改革の内容と、それが県内農協の所得向上につながるのかとの御質問がございました。



農協改革に関しましては、当初、農協が本来期待される組織ということで、農業振興を通じて組合員に最大限の奉仕をするという目的でつくられていたけれども、そのあたりが十分生かされなくなってきたということで、国において規制改革会議、それからそこが決定した計画の閣議決定等々を踏まえまして、去る2月4日に農業改革の改正法案が出されたところでございます。

そのポイントといたしましては、平成30年3月末までに、全中については一般社団に移行、それから全中の地域農協に対する監査・指導権の廃止、各単協においては公認会計士による会計監査の義務付け、それから都道府県中央会については農協法に規定される連合会としての位置付け、さらに農協の理事の過半数については認定農業者とか経営のプロとして、青年とか女性を積極登用すること、それから農家以外の准組合員の事業利用制限については見送り等を骨子とします改正法案が示されたところでございまして、先ほど庄野委員さんからもありましたけれども、この政府案につきまして、JA全中のほうも合意をしたということで、今後、改正案が今国会にも提出される予定と聞いておるところでございます。

二つ目として、この農協改革が県内の農業者の所得向上につながるのかということについてでございます。

今回の農協改革における議論の中では、例えば改革の具体的なビジョンが示されていないとか、その道筋が十分でないとか、またJA全中の組織や監査の在り方に議論が重視されているとあって、一部の意見としては、今回の改革が農業振興にどう結び付くのかというような意見も出されたところでございます。

その一方で、今回の改革案では、農協の理事の中に、認定農業者、それから経営のプロ、また青年や女性といった様々な方々の意見を入れるような積極的な登用のことが盛り込まれており、農協はその自立した経営体として創意工夫がされ、積極的な事業展開が行われるということで、農協の組織、事業を活性化して、農業者の所得向上にもつながるのではないかと期待するところでもございます。

本県のJAグループの状況に目を移してみますと、既に昨年9月に、県内の各組合が一体となって、JAグループの組織事業活性化協議会、その下に七つの専門委員会を置きまして、将来に向けて活力あるJAグループをつくるということで、既に自己改革に着手しておるところでございます。

その中で、3月に活性化プランを取りまとめる予定にしておりますが、今、その中間取りまとめが出されているところであり、営農とか販売などの専門人材の育成、それから物流コストの低減等による農業生産資材の仕入れ機能の強化、また一元共同販売とか直売による有利販売の実現等をはじめとする内容が出されております。

県におきましては、このようなJAグループにおけます自己改革が、農業者とか、それからまた地域の方の目線に立った自己改革となるように、また農協が将来にわたって農業者の所得向上とか地域のサービスの提供等の役割を果たせる中核的な組織になるように、今後とも支援してまいりたいと考えており、今回の農業改革が農業者の所得向上、それから地域の活性化につながるような改革となるように期待しているところでございます。

## 庄野委員

おおよそ分かりましたけれども、非常に広い分野といいますか、エリアがかかっているように思います。私も、農家の所得が向上して、営農をすることによって地域で生活ができるようなことになれば非常にありがたいと思いますけれども、もう少し様子を見ていきたいと思います。

ただ、やっぱり本県は、農・林・水産が大事なんです。今どんどん人口が減少していますけれども、私が今 57 歳ですから、40 年ぐらい前の 17 歳ぐらいのときでしたら、県南部を問わず、農林水産業が活発で、本当に人がいっぱいいました。県南の日和佐とか牟岐とかのお祭りにも私はよく友達に誘われて行きましたけれども、非常に活性化していました。お祭りもすごいなというふうにその当時、思っていましたけれども、やっぱり徳島県を元気にさせたいと思うならば、第一次産業、農林水産業で食べていけると、そこで定着をして地域で食べていけるようにしていくことが非常に重要だと思います。今から四、五十年前にさかのぼっていくような政策といいますか、そういうことをしていけば、本当に本県はよみがえるんじゃないかなという気がしておりますし、また、これは商工労働部ですけれども、99.9%を占める中小零細企業を守っていくということが本県に求められていると思います。

農林水産で、次は、林のことを言いますけれども、林業も、かなり山のほうを手入れして、川上から川中、川下というふうに、今、非常に力を入れてやられております。やっぱり木材を使うことが非常に重要だろうと思います。

お隣の高知県で、県有施設の木質化を図っていこうということで、木材でつくられた県有施設、それから木材以外でつくられた県有施設においても、例えば内装、内張りみたいなものに県産材を使って県有施設を木質化していこうという取組が新聞で報じられておりました。

そこで、本県も、いろんなものを木質化して、見える化、木材を使おうということで、先ほども徳島木育交流促進ということで 700 万円の御説明をいただきました。やっぱり、どんどん県有施設、この議場にも少し内装を変えるときに木を使うとか、そういうふうなことをやられているのは知っているんですけども、100%見える化、木質化みたいなことをやられてもおもしろいんじゃないかなという気はしております。どうですか。

## 阿部次世代プロジェクト推進室長

木材の利用ということで御質問をいただきました。

高知県の事例ということでちょっと紹介があったわけなんですけれども、高知県におきましては、県産材利用推進に向けた行動計画というのを策定されておりますが、今年度で終了するというので改定があったと。その中に、県有施設の内装、原則 100%を木質化することが盛り込まれているということです。具体的に聞いてみますと、今後建てる県有施設について、床や壁に積極的に木を使っていこうじゃないかという動きの中で、全ての面を木質化するのではなくて、建物のどこかには木材を使っていこうじゃないかという意味で、建物としては 100%どこかには木材が見えると、こういうことで取り組まれているとお聞きしております。

本県におきましても同様の考え方なんですけれども、平成22年度にとくしま木材利用指針というのを策定いたしておりまして、また、平成25年度には県産材利用促進条例を施行しております。こういう中で、県有施設には率先して県産材を使っていこうじゃないかということで、関係部局とも連携して取り組んでいるところでございます。特に3階建て以下の低層の建物で耐火建築が求められないようなところにつきましては、木造で建てられないかという視点を持って取り組んでおります。また、木造が難しいところにおきましては、先ほどもお話がありました木質化、どこかに木が見えるような形で取り組めたらということで、積極的に取り組んでいるところであります。

少し事例を紹介させていただきますと、木造化においては、徳島中央テクノスクールの多目的ホールであったり、吉野川高校の地域交流型の実習施設を木造で建てたり、あと西須賀の交番も木造で建てております。

あと、木質化でいきますと、中央病院であったり三好病院、また農林水産総合技術支援センターの見えるところについて木を使って積極的にPRはしているところです。

今後、高知県に負けないように徳島県もどんどん木を使っていきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

#### 庄野委員

県が率先をして木を使うと、やはり本県の林業の活性化にもつながります。これはいろんな議員さんが過去からもずっと言われておる大きな課題なので、農・林・水産業は私はやっぱり本県の命綱、基幹産業だと思っております。是非、そこが元気になるような部を挙げての取組をお願いしておきたいと思っております。

お米の話について、つい先日、農家の方と話をしておりましたら、米をつくるのをほんまにもうやめようかとその方も言っておりました。非常に安くて、どうしようかと。その方は、市街化区域の中に田んぼがあって、そこでお米をつくっているんですけども、税金が物すごく高いので、もうお米をつくってその土地を確保していくというのは無理だと。ここの税金というのはどうにかならんのかと、ちょっと言われたんですけども、これは県ではないですね。

私の周辺でも市街化区域でもそうですけれども、田んぼを潰してたくさん家が建っているような気がします。だから、本当に農地を守るという、市街化区域の中はちょっと別ですけども、いろんな意味でお米の価格がこれだけ下がってきて、営農を続ける意欲を失わないような工夫をして、県だけに工夫をしてくださいといっても、国の政策もありますから非常に難しいと思っております。このままでは本当に、今、4反、5反、6反、7反つくっているお米の農家は、今ある田植え機やコンバインやトラクターが壊れたら、もう営農を続けることができないと言われております。そこらも、農機具のあっせんといいますか、余った農機具をどこかで安く競売してくれるような場所があればいいなとか思ったり、最近はおークションで買ったりしている方もおいでますけれども、機械が壊れたらもうお米をつくるのをやめようと、全部誰かに預けようと思っている方はかなりおいでます。

そういうふうな対策も今後考えられて、すぐにちょっと答えにくいですけども、地域で1町未満をつくられている農家をいかに守っていくのか。その方々が、田舎の景観や、

地域の文化や、地域のコミュニティーを守ったりしているわけでございます。そういう事例がたくさんあると思いますので、田舎の風景を守る、また地域のコミュニティーを守っていくためにも、その地域の農業者を私は守っていただきたいという気がいたしております。

最後に部長さんのコメントをお聞きして終わりたいと思います。

#### 小谷農林水産部長

ただいま庄野委員さんのほうから、平均的な県内の農家があつてこそ日本の田園環境も含めてしっかり守られていく部分があるというようなこと。また、そのために農家の方が持続的に農業ができるような環境づくりが必要だというお話をいただいたと思います。

お話しのとおり、やはり東北地方と違って中山間地域が多い徳島県においては、平地において意欲のある若い方々が農地を集約して、大規模な農家をやっていただくような方向性が一つ。それと、やはり耕作する条件が不利な地域も多いわけでありますので、そうした平均的なところで、農機具の調達、人材の確保も含めて、トータル面で日本の農業、とりわけ徳島県の実情に応じた農業を守っていくというのが非常に大事な部分であると考えております。

今回の地方創生におきましても、まずは農業、漁業も含めて次代を担う人たちをしっかりと確保していこうと。それは県内のみならず、異業種の分野も含めて、都市部から人を呼び込んでこようといったところがひとつのきっかけであろうかと思っております。

そうした中において、生産面においても、特に農業の基盤、圃場整備も含めて米づくりに適した農地、またいろんな部分で転用できるような農地も含めて、より徳島県の実情に合った形で生産面の条件についても、よりいいものにしていく必要があると考えております。

それから、おのずとやはり高齢化が進んでまいりますので、単独の農家ではなかなか対処できない部分は集落営農といった形で、地域ぐるみでもって助け合いをしながら、軽微な補修もしながらできるような協働の体制づくりについても、これまで以上に積極的に取り組んでいきたいと考えております。

そうしたところで、農地を集約する部分については、農地の中間管理機構というのができましたし、マッチングが足りているところはなかなか少ない部分もありますけれども、そういった集約の部分で進めながら、また条件が不利なところについては、地域ぐるみも含めて、幅広くきめ細やかに対策を講じて、徳島県の農業、特に米づくりが進むように取り組んでまいりたいと考えております。

#### 庄野委員

ありがとうございました。

私、農・林・水産と言いましたけど、畜産も農の中に入っているということで、今川課長、御理解いただきたいと思います。

やっぱり畜産も、本県の基幹産業ですから、農・林・水・畜産と言わないといけないうすね。それは、鳥インフルエンザから守ったり、いろいろ本当に大変なことでございます

けれども、本県の農・林・水・畜産は基幹産業で、活性化の鍵を握っておりますので、よろしく願い申し上げて終わります。

寺井委員

今、庄野委員から農協について質問していただきました。まだこれから議論していかないといけないと思います。

新聞を見ておりますと、今回の農協改革の評価が出ておまして、評価するが54%で、評価しないが19%だったと書かれておりました。

県農林水産部として、今回の60年振りの農協改革はどういうふうに評価しているのか、単純にお聞きします。

手塚農林水産政策課長

寺井委員さんのほうから、今回の農協改革について、農林水産部としてどのような評価をしているかという御質問でございます。

今回の農協改革につきましては、今委員からもお話がございましたように、賛成、反対と評価が分かれておるところでございます。

今回の農協改革におきまして、特に県内に関しましては、県中央会については、農協法で規定される連合会に移行されまして、従来の指導という立場から、農協に対する経営相談、総合調整という業務を担うことに。また、県内単協につきましては、先ほど申しましたけども、理事の過半数について認定農業者とか、経営のプロ、それから青年とか女性を積極登用することで、経営の自由度を上げるという改革がなされております。

私ども県といたしまして、今回の農協改革は、各単協の経営の自由度が高まり、また組織、事業の活性化につながりまして、それぞれの地域、管内における事情を踏まえた活発な経済活動がなされるように期待するところでございます。今後とも、活性化につながる取組が進みますように、農協と情報共有しながら指導、支援してまいりたいと考えておるところでございます。

寺井委員

なかなか難しい話になっていくのかなと思いますけれども、過去に県は、徳島県の農協の合併の推進等々も進めてきたように思うんです。これからは各地方といいますか、安倍さんが言っているのは県単位のことを言っているのかよく分かりませんが、徳島県にも農協がまだたくさんあります。今後、それぞれの地域で特筆されるものを育てていくというような恰好で先頭に立って農協がやっていかなきゃいけないと思うわけでございます。

今まで進めてきた農協合併については、今後どのような方向でいくのか、教えていただきたい。

手塚農林水産政策課長

県内の農協合併についてどのような指導をしていくかということでございます。

この農協合併につきましては、今農協を取り巻く状況が厳しいということで、その合併によりまして、事業とか経営基盤強化を図っていくということで、県下 1 J A 構想が出されております。県内を 3 地区に分けてまして順次進めているところでございます。

今申しましたけれども、農協を取り巻く状況は組合員の高齢化や減少、それから正組合員を上回る準組合員数、信用と共済事業に偏重した収益構造、他業種との競争の激化等々厳しいものがございまして、その組織の強化、財政基盤の強化は避けて通れないと考えておりまして、今回の J A 改革として、県内の J A グループにおきましては、既に自己改革に取り組んでおるところでございます。農協合併につきましても、大きな自己改革を進めておりますので、経営基盤、組織の強化ということも含めまして、県としても自己改革全体を支援していきたいと考えているところでございます。

#### 寺井委員

これから国会でもいろいろと議論される中で、そういう答えがまた見えてくるのかなと思います。引き続き聞きたいと思っております。

先ほども庄野委員が、特に地方創生等々言われている中で、農業がもうからないとだめだとおっしゃっていました。人が減っていく中で、大変だという話があるわけでございますけれども、私も実は矛盾を感じております。

例えば、農地中間管理機構を含めて、農業をする人が減ってきているという話もあったり、それから耕作放棄地があるという話ですけれども、一方では、国の施策も含めて、そういうものを利用して大規模経営をやっていけという方向になってきております。そうすればそうするほど、地方での人、いわゆる農業、第一次産業に携わる人が少なくなっていくのではないかと。しかも今は、農業がもうからないから、地方から人が消えていく中で、そういうことをやれば逆にまた地方から人が消えていくという世界が生まれはしないのかと私は思っております。本当にそうなってくると、今、国の施策と現場との意見とがすごく違うような気がするわけです。

その中で、例えば改良区、それからそれに関わる水利組合等々から御支援をいっぱいいただいております。これは人がおって初めて機能を果たし、そして耕作できる状態になってこそ機能を発揮するわけですけれども、そういうことも含めて逆の方向に向いていっているのかなと。果たして本当に自然の恵みをもたらした中で、さっきも上の話と下の話も出ていましたけど、多面的機能も含めての、維持しているのは人がおってこそ初めてできておる中で、方向は何か逆の方向に向きつつあるのかなと思いますけれども、どのように思っていますか。

#### 岸本農林水産部次長

ただいま寺井委員さんのほうから、農業並びに農協改革について、どういった方向で県として指導をしていくのかといった御質問をいただいたと思っております。

まさに今回の農業や農協改革は、農家や農協のためだけの改革が問題ではないと私は思っております。二面性があるから、委員の御質問にありましたようにいろいろな迷いが生じているのではないかと考えております。

一つ目として、農業は経済だけではなく、安全で安心な食料の供給といった産業政策面での観点が必要です。二つ目として、農業は、農村社会の集落形成やその維持、さらには多面的機能を発揮すべく、地域社会政策論としての役割を担っているという観点が必要だと思います。

真の農業改革が産業政策だけの役割であれば、改革というのはそんなに難しくないと考えております。社会政策面、地域農協がその役割を担っていく必要があるのではないかと、いった観点がどうしても要ると思います。

だんだんとこれから極点社会が進行していく中で、地方においてはやっぱり産業政策面として若手担い手経営者への競争力の強化といった施策を集中させていく面と、地域社会政策面では小規模零細農家あるいは中山間を切り捨てないようにしっかりと守っていくと、こういった守りと攻めの施策をバランス良くとっていくことが重要でないかと思えます。そうした産業政策と地域政策両面から、そこらを十分注視しながら我々としては政策を進めてまいりたいと思えますので、よろしくお願い申し上げます。

#### 寺井委員

余り議論したくない部分ですので、この辺で置きますけれども、何か我々の現場でやっている人たち、そしてこれからも地方の環境を守っていかなきゃいけないという中で、国の方策といいますか、そういうようなものも含めて、ちょっと矛盾していると感じております。

農村が疲弊してきている一番の原因は、やっぱり農業で食べていけないことにあります。私も大学を出てすぐに就農したわけでございますけれども、そのとき、たまたまスイカを3反つくったことがあって、ヨーロッパへその金をひん握って行きました。まさにそのような世界がないといいますか、値段がそのときと同じという世界です。

米は逆にもう下がりっぱなしで、徳島県は二期作ができるところもあるのかもしれないけれども、ないとするならば、1年かけて、例えば10アール当たりで米が本当に7万円とか5万円ぐらいの世界でしょう。生産費からすると完全に赤字です。これだったらもう地方でいろと言ったって、生活ができないから、先ほどの庄野委員の話じゃないけれど、みんなやめていきます。

それがそもそも私は大きな間違いだと思っているんだけど、前回にもODAの話をさせてもらいましたけれども、その第一次産業で厳しい世界の中で1年をかけてものをつくっていく中で、国は真剣に思っているのかなという感じがします。これはいくら言ってもしょうがないんだけど、そんな思いです。本当に食料安保の世界も含めていくなれば、第一次産業に携わる人たちを、保護せないかんという言い方は、また今の中話の中で逆行していきますけれども、本当に守っていかねばならないと私は思っています。

今地球上で8億2,000万人の人が飢餓状態にあるというような中で、今後もどんどん人口が増えると、食糧危機になってくると思います。農業を地方で頑張る人たちを支援できるような世界を徳島県もつくっていただければ非常にありがたいと思っております。

もう一つ、お米のことでございますけれども、度々質問させていただいております。

先日の知事の御挨拶の中に、お米対策で飼料用米を500ヘクタールというお話があった

わけでございますけれども、生産数量は基準をどのぐらいに置いての 500 ヘクタールなん  
でしょうか。

村上農地戦略室長

飼料用米の作付け推進についての御質問でございます。

飼料用米推進のプロジェクトチームにおきまして定めました目標 500 ヘクタールという  
ことですが、一応反収 500 キロを想定としまして、約 2,500 トンという目標になっ  
ております。

寺井委員

500 キロという数字も低いなあと思うんだけど、お米が今安い中で、それでもいいのか  
なとは思いますが。

もう一つ、南委員が一般質問の中でも言われたと思いますが、酒米について、山  
田錦が私の地元の阿波市なんかでも今つくられているんだけど、それ以外の品種を考  
えているのか、それとも山田錦でいくのか、その辺をお聞かせ願いたい。

村上農地戦略室長

現在、阿波市のほうを中心としまして、阿波山田錦の酒米生産が進んでいるところでご  
ざいますけれども、大体 100 ヘクタール規模の産地があると心得ております。

山田錦は御存じのとおり倒伏しやすいような部分もございまして、栽培が非常に難しい、  
また、おくての品種でもございまして、なかなか水が最後まで来る地域でないとい  
うことがございます。ですので、それに代わるつくりやすい品種を今検討している  
ところでございます。

今候補として上がっておりますのは、全て国のほうで育成した「吟のさと」、  
「蔵の華」という品種です。その他酒造組合とも意見交換をしながら、今後、  
品種の選定については検討していきたいと考えております。

寺井委員

私は余り酒は飲まないんで、詳しくは知らないんだけど、例えば有名な新潟の酒で久保  
田の万寿とか、洗心という酒があるよね。それはどういう酒米を使っているか知  
っていますか。知らなかったらいいんだけど。

酒造会社は、どういう米がいいという要望があると思うんで、そういうことも含  
めて対応して、全県でつくれるような世界があれば非常にありがたいと思  
っています。

それからもう一つ、プレミアム米というのがたしか知事の答弁とか、知  
事の御挨拶の中にありましたけれども、プレミアム米は  
どういう米をつくらうとしているのか。

村上農地戦略室長

プレミアム米についての御質問でございますけれども、今年の米価下落を受け  
まして、来年に向けた米づくり、どうしていくかということを考えてい  
く中で、農協におきまして



もいろいろな取組がされているところでございます。

J Aあなんにおきましては、従来、コシヒカリの阿波美人というブランドを持っているんですけれども、その阿波美人について、一層の減農薬に取り組みますとともに、より選別を厳しくしましたプレミアムな阿波美人というものを念頭に置きました特別栽培米に意欲的に取り組もうという動きがございます。

県としましては、こういった通常の化学肥料や農薬の使用などを減らす技術指導でありますとか、またとくしま安<sup>3</sup> GAPの農産物認証制度なんかを活用しました販路拡大などでしっかりと支援していきたいと考えております。

#### 寺井委員

新しい恰好で特別栽培米、有機米とかいった取組は本当にいいと思います。

先日、徳島のお米の食味のランク付けが出ました。お隣の香川県とか愛媛県は特A米が出ましたが、徳島県は出ていませんでした。

そんな中で、徳島県は有名な吉野川があり、海部川、那賀川、勝浦川がありと、水が豊富ですばらしいといった有利な世界があります。テレビなんかを見ておきますと、いい水が流れているところのいい米だというような水を利用した宣伝で米をつくっている県もたしかあると思います。そういうようなことも含めて、何かこれからアピールをしていただきたいと思っております。

御存じのとおり、米で生活している人はなかなか少ないわけですがけれども、基本、今までの農業経営の中で、お米というのがやっぱりちゃんとした売れ行きというか、価格がある程度安定した中で、計算ができる世界であったと。それでやっぱり裏作というか冬作、秋から冬作の野菜等々に思い切って力を入れていける世界もあったということです。その基本になる部分で、徳島独自のお米ができるのであれば、そんなものをつくって売っていく必要があるのではないかと考えています。

先日も新聞を見ておきますと、農産物の輸出について、中国の方が書いておりましたけれども、今お米についても香港等々で売れていると。けどやっぱり日本の米はまだ高いということが書いてありました。だから消費がそこまでなかなかいっていないんだと。本当においしい米なので、もう少し価格も下がってきたら非常にありがたいということを書いてありました。

国内産と輸出のお米の格差は、どれぐらいあるんですか。

#### 住友六次化・輸出戦略室長

こちらのほうからの輸出というより、現地での販売価格等でございますけれども、こちらのほうで以前、香港で調査をしたところによりますと、日本産のお米が向こうで二キロで1,600円程度だと思います。他国のお米ですと、やっぱりその半値ぐらいの金額で売られている状況でありました。

これが全てということではございませんけれども、やはり値段については、輸送の費用等もございまして、いろいろな面で現地では、金額の格差が出ていると考えてございます。

## 寺井委員

輸出についても、これから力を入れていくということです。果樹なんかは既にやられておりますけれども、徳島の米はうまいんだという評価がない中で、やっぱり海外に売るには、この安心・安全の世界とか、例えば、いい水の中でつくられている米だというのをアピールをして、海外へ輸出できるような米づくりにもひとつ取り組んでいただきたい。国内ではやっぱり温度差がある東北にはかなわないと思うんです。やっぱり東北へ行って食べたら、本当に向こうの米はおかずが余りなくても食べられます。それが徳島でできるかといったら、なかなか難しいのかなと思う中で、やっぱり米もつくっていくんだと。これは多分農地を荒らさないというか、すばらしい土地をキープしていくためにも、水田というのは必要だと思っておりますので、そういうことも含めて、何かもう少しアピールをして、それに向けて頑張っていたらいいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

本当に厳しい時代の中で、西川農林水産大臣がああいう恰好でお辞めになった。私は、それも結果としてはいいのかなと。というのは、TPPが少し遅れてくれれば、なおさらいいと思っております。本当にTPPがこのままいくと、豚肉が1キロ50円の税だというし、牛肉の関税も9%になるのはもう既に約束ができていたような報道も新聞等でされております。本当にガタガタになるという心配をしている中で、少しでも遅れたらいいと評価をしております。

## 重清委員

最初に、テレビや新聞に出ていた和歌山の漁協関係の件について、地元の海部振興会、阿南振興会、漁連の会長さんとかが記者会見もして訴えていたんですけど、問題は何かと。今中国から領海侵犯で来ている時代に、和歌山県と徳島県がこういうのもめている。和歌山県側は領海はないという主張でしょ。徳島県は一応話合いをしたというんですけど、そこらの説明と、県としての方向性を教えてもらえますか。

## 森漁業調整室長

ただいま和歌山県との漁業調整に関わる問題と、それについての県のスタンスと伺いますか、方針ということで御質問を頂戴したわけでございます。

新聞にもございましたように、半世紀にわたる対立ということで、一言で説明するのはなかなか難しいと思っておりますけれども、簡単に説明させていただきますと、和歌山県に中型のまき網漁業というのがございます。これは一般には禁止されております漁法でございます。知事の許可を得て初めて操業ができるといった漁法でございます。和歌山県所属の中型まき網漁業者の一部が団体をつくっております。和歌山県中型まき網連合会というのを組織してございます。

この中型まき網連合会に所属する漁船、船団が、徳島県の海域で操業をするといったことが頻りに起こっているということが一番の問題でございます。こういった徳島県の知事が管理管轄する海域において、他県の漁業者が操業するといったことで、漁業調整の問題であったわけでございます。過去の経緯もございまして、和歌山県のほうは、海の上には法定のラインはないということで、これが県境の問題に発展したといったことでござい

ます。

県の方針についてでございますけれども、こういった問題が明らかになって以降、実は平成10年に和歌山県の中型まき網連合会、それと今御紹介がございました徳島県の阿南と海部の水産振興会が、民間レベルの操業協定に合意いたしまして、伊島の沖でそういう海域を設定して操業しております。

県といたしましては、民間合意ではございますけれども、この合意を尊重する立場で海域の指導監督に当たってきたということでございます。

今回、マスコミ等で報道があったわけでございますが、これについては、ただいまの民間合意を和歌山県のまき網業者が、協定に反する操業を繰り返すといったことで、一方の当事者である本県の漁業者が告発に踏み切ったということでございます。

県といたしましては、かねてから民間合意を尊重する立場で行ってきたわけでございますので、この話し合い解決ということをまず第一にしてやっていこうと、これからも、それを基本に据えておるわけでございますが、今後の事態の推移を慎重に見守りながら、1日も早い解決に向けて行政としても力を尽くしてまいりたいと考えてございます。

#### 重清委員

民間レベルの合意を尊重したいと、それで今、力を尽くしていきたくて言いましたけど、和歌山とは最近、話をしているんですか。

#### 森漁業調整室長

和歌山県との話し合いはどうかということでございますが、和歌山県とは、かねてからこういった問題で漁業者間、それから行政間でも断続的に協議は重ねてございます。

今回の問題が発生した以降、和歌山県と話をしたのかということについては、現在の時点では、告発という事態を受けて、そういった状況ではないということで、ただいまは和歌山県とは連絡は取っておりませんが、水産庁を介していろいろな情報のやりとりはこれからなされるものと思っております。

#### 重清委員

県としては、今、和歌山とは協議はしないという方向でおるんですけど、徳島県の漁業関係者がこういう提訴に踏み切ったと。県としては、漁業者を支援するということですか。それともただ見るだけですか。

県の立場として、どのようにしたいのか。県レベルで和歌山県と交渉、話し合いをしていくのか。それとも地元の徳島県の漁業者が訴えたんだから、それを支援していくのか。和歌山県とは、けんかしていきますという方向でいるのか。県の方針が見えない。前回のときもそれがあったんですけど、これは徳島県としては50年前の話をどうするんか、ここへ戻ってくると思うんですけど、課長レベルの答弁ですか。

#### 森漁業調整室長

済みません。明快な答えということでございますが、もちろん行政として和歌山県と話

をして、円満解決をするというのがまず第一でございます、この点は過去からしっかり取り組んでございます。

ただ、現在の状況を申し上げますと、県内の漁業者が告発に踏み切ったということで、ただいまの情報では、徳島地検のほうで捜査に着手したようなことも伺ってございますので、推移をしっかりと見極めた上で、和歌山県との行政レベルの話合いをしていかないといけないといったことでございます。状況がまだしっかりと見えてこない中で、もちろん和歌山県のほうからそういったことがあれば適正に対応してまいりたいと思っておりますけれども、あくまでも徳島県の海域で和歌山県が操業しておるということでございます。和歌山県のほうから、協議を持ちかけてくるのが筋であって、過去の経緯から申し上げて徳島の側から和歌山県さん、と呼び掛けるというふうにはなかなかならないと考えてございます。

### 重清委員

今まで話合いというのでやっていたけど、一応民間レベルの境界があるのに、それを守らんというので今回、徳島県の漁業者が訴えたんでしょう。今までどないかしてくれ、どないかしてくれと、県に対して何回も話や相談もあったはずですが、それにきちんとした対応ができなかった。今度は告発されたから状況を見守りますと。県は何もしないのか。また同じことをしよんかと。県としての意思をはっきりと示して、それから和歌山県と協議に入るべきではないんですか。

もう訴えられたから、私たちの手は離れましたという方向でいくのか。それだったら今までも何もしてないやないかと。伊島の沖、海部の沖にあれだけ和歌山の漁船が来て並んで操業しておるのに手を出せなかったやないかという話でしょう。和歌山県が境界はありませんという知事答弁をしたんでしょう。それで今こういう問題になっておる。徳島県の方針として、部長か誰かがきっちり境界はありますと答弁してください。それからの話合いと違いますか。そこらどうですか。

### 小谷農林水産部長

今回の和歌山県側の中型まき網漁船に対しまして、本県の漁業者が告発した事案についてお尋ねいただいております。

これについては、ただいまも担当の室長からお答えをさせていただきましたように、過去の経緯が相当いろいろとございます。今後の本県の姿勢ということにつきましては、やはり県内の漁業者の利益をしっかりと守っていくと、この部分については変わることはございません。しかしながら、今回、漁業者のほうで告発をしたと、この事案は微妙な性格を持っておりますので、まずここについては時間をいただいて、しっかりと見る部分は必要だと思っております。

それから、何と申しましても、過去の経緯は別にしましても、円満に解決していくんだというところはやはり必要でないかと考えております。そのためには、引き続き国、水産庁の見解もしっかりと引き出しながら、県内の漁業者を守っていくんだという基本の部分を堅持しながら、円満解決に向けて適切に対応してまいりたいと考えております。

### 重清委員

今までみたいに民間レベル同士で話合いで片がつくんだったらいいんです。それがつかん場合は、やっぱり県として、先ほど室長が答弁したように和歌山から話を持ってこいと、そういうのでは両方、話合いで決着がつかないと思いますから、そこらはきっちりと、国なりいろんなところと協議を再開できるような努力はしていただきたいと要望しておきます。

話は変わりますが、先ほど庄野委員が言っていた漁業の就業給付金事業について、今まで農業にはありました。林業と畜産業については、どうなっていますか。

### 阿部次世代プロジェクト推進室長

林業に就業する場合なんですけれども、就業する前の2年間に、例えば林業大学校的なところに入學して林業を学ぶということがありましたら、そういうところに対しましては、農業と同様に林業の就業準備金として、年間150万円が交付される制度がございます。ただ農業と違いますのは、農業の場合は、実際に就業してから、就業したときの交付金ということで、5年間150万円をもらえるという制度があるんですけれども、その部分は林業にはございません。

### 河野経営推進課長

畜産については、農業部門に属すということで、就農前の研修、それから就農を開始した後の支援ということで、150万円の支援がございます。

### 重清委員

今まで農業もあり、畜産もあり、今度は漁業をやると。林業は何でしないのかということを知りたいんです。しない理由は何ですか。

### 阿部次世代プロジェクト推進室長

農業の場合でありましたら農業大学校というのがございまして、そういうところに入學したら、ただけるといふ部分がございます。一方、林業につきましては、現在そういう学校が県内にはないということもございしますので、新たなプロジェクトの展開の中でそういう養成機関、学校的なものを設置したいと今考えておるところでございます。

また、林業につきましては、就業した後に、研修費用というようなことで、月にいたしますと、その就業した方に対して9万円程度が雇用主に対して支払われるような制度がございます。実際に就業してから勉強できるような制度がありますので、そういうところを活用して、林業者の育成に現在取り組んでいるところでございます。

### 重清委員

これは、就労準備金でしょう。漁業も農業もそうでしょう。それは何か勉強するためのお金を補助するというシステムですか。単純に地方へ戻って林業をします、漁業をします、農業をしますという方たちに対して、農業は5年間、国の制度をひっくるめて150万円で

5 年間やりますというんでしょう。今回は漁業も 75 万円出しますという話でしょう。田舎へ戻って就労したときに出さないんですかと。農業も漁業も出して、何で林業は出さないんですかと。出す気はないんですか。

梅崎農林水産部副部長

林業の場合については、一般的に雇用をされるというケースがございます。例えば森林組合とか第三セクターといったところに雇用される場合が非常に多くございまして、自営で就農するというよりも、先ほど申しましたような雇用労働者の場合が多うございます。したがって、実態的に雇用者に対して 1 人当たり 9 万円の月額研修費が支給されるということで、林業の労働者の確保に努めるといった制度となっております。

重清委員

今まで、その制度で増えているんですか。それと農業も一緒です。去年やった 1 年間の実績はどんなんですか。うまいこといっていますか。安定した収入をもらえよるんですかと。一次産業では収入が低いと。もうかる農業をします、何々をしますと言うけど、県として、田舎で安定した収入というのは幾らだと思っているんですか。年収幾らと思って、それに向かってどないしよるんですかという話です。そこらができない限り、いつまでたっても地方で働けないでしょう。農業も漁業も林業も一緒です。幾らあったらいけるんだと。それに対して今これだけやないかという話で、それがとてもじゃないけど足りないからみんな出ていきよるんでしょう。それをもう一回、若い人たちが戻ってきて地方で働いてもらうためには、基本は幾らだと思っているんですか。ここを教えてくださいませんか。今までに県も勉強しておるでしょう。

喜多委員長

小休します。（12時07分）

喜多委員長

再開します。（12時09分）

河野経営推進課長

所得がどれぐらいあれば生活できるのかということでございますけれども、就農給付金、経営開始型につきましては 150 万円を交付しております。一方、250 万円以上の農業所得がある方に対しては給付しないということでございます。ですから、150 万円と 250 万円を足して 400 万円が、国が考えているところの所得ではないかと思えます。ただ、地域によって若干違うという状況はあろうかと思えますけれども、国の制度上は 400 万円という形になろうかと思えます。

重清委員

最初の投資が要らなくなったなら、毎年手取りで 400 万円あったら何とかいけるかなとは

思いますけど、米をつくるといったら耕運機や原材料が要ります。それは漁師だって一緒です。県がこれをしないままに地方創生といったって口だけです。目標として、毎年、毎年、県下で何十人、100人、200人とは言いません。一次産業に従事する人を戻してください。生活できるようにしてください。目標を立ててやってください。それをしなかったら、地方は絶対再生できないです。県として今しているんだったら、去年の農業者は本当にいけよるかとか、支援をしよるかとか。しているんだったら今年は増えているはずですよ。最近私は地元の意見をいろいろと聞いて回っておりますけど、去年の単価の低さと災害で、百姓は大方やめます。厳しいです。それなのに、まだまだ戻ってきてくださいと言ったって、どうして戻ってくるんだという話です。生活できるようにしてください。若い人がいないと子供が増えないんです。そこらの目標を立ててくださいと。400万円の収入が上がるように本当にしてくださいと。そのためには何をしたらいいのか。米だけでは無理でしょうというのは、もう金額が出ている。何と何と何をして初めて400万円になるんだと。それをしてやってほしい。やってくれますか、地方創生に向かって。

#### 小谷農林水産部長

新規就農者、農業、林業も含めて、新たな担い手をしっかりと確保していくことはまさに喫緊の課題であると考えております。その際に、県内で農林水産業に従事をして生活をしていく上での最低所得水準がどうなのかといったところ。また、それぞれの生活はできるけれども、やはり自分で投資をしながら農業をやっていく、そういった一人立ちできるぐらいの設備投資とか、あるいは、技術の支援がどうなのかといったところ。また、作付けを実際やってみて、隣のベテラン農家はうまくいくけれども、一人立ちしたけどすぐできなくなってしまったとかいった方への、よりきめ細やかなサポート体制についても、やはりトータルで支えをしていかないと、この新規就農者が着実に伸びていくには難しいのではないかと考えております。これまでも、チューター制度、先輩格の農業者がきちっとマンツーマンでサポートをしていく支援体制について、本県の取組で進めてきたところがあります。

今回の地方創生において、今一度、やはり最低限生活ができる所得水準をベースに置きながら、技術的な支援、更に設備投資も含めてトータルな支援体制を構築して、また実際に体験できるフィールドワークについてもいろんな農家や、また農業に限らず食品関係も含めた裾野を広げた形で、より所得が上がるようなビジネスモデルについても幅広く経験してもらおうようなサポート体制を構築してまいりたいと考えております。

#### 重清委員

しっかりとやっていただきたいと要望しておきます。

それと、私の地元で寒茶を1月から摘んでいます。それをテレビでPRしたんです。そうしたら今年の方はもう予約がいっぱいで、物が無いんです。いくら販路を拡大したって、需要と供給のバランスがとれていない。急に需要を増やされてもつくるほうは、ないんです。六次産業化というときに、そこらをきっちりとしていかないと、PRしたら、もうありません、今年度分はもうゼロです。やっぱりどれぐらい売れるかというのを予測してや

らないといけない。それによって、お茶の木も植えて何年もかけてやっていかないと。もうちょっとバランスをとってほしいという状況です。収入が増えると言いながら、販売できないという状況も増えてきています。せっかく南部総合県民局、西部総合県民局をつくっていますので、そこらと連携をとっていただきたい。そこに合った施策を実行していただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

今期最後の委員会ですので、ちょっと聞かせてもらいますけど、畜産も今、鳥インフルエンザが去年からずっと出て、いろいろと早急に対応をしているが、なかなか防ぎにくいというので、まだ徳島県は大丈夫ですけど、鶏を飼っておる人たちはもう戦々恐々です。心配ないと言って安心していたら、またどうなるかわからんというので、本当にみんな精神的にも頑張っています。そこらは対策をきっちりとしていただきたい。

昔と違って対応が速かったらすぐ収束できますので、ここだけはきっちりとしてほしい。今後の対応について、どういう決意か、課長、聞かせていただけますか。

#### 今川畜産課長

今、重清委員のほうから、鳥インフルエンザ対策についての決意と申しますか、対応、対策についての御質問がございました。

もちろん、私どもを含めまして、養鶏関係者も鳥インフルエンザの発生については、常日頃から非常に心配しております。時期的に申しますと、やはり3月の中旬以降までは渡り鳥が移動する時期でございますので、危機感を持って対応する必要があると考えております。

先般、議会の代表質問においても、インフルエンザ対策の強化ということについて御質問もいただきました。

また、先日の宮崎県での発生以降、4件発生したときにも、消石灰を即座に配りまして、防疫意識の向上なり、また新しい対応を進めたところでございます。ここ二、三年で、養鶏農家の方々の防疫対応は非常にレベルが上がっております。そういうことで、そのレベルに応じた形で最大限の防疫対策を行いまして、徳島県に発生させないという強い決意のもとで養鶏産業の振興に努めていきたいと思っておりますので、先生方も御協力のほど、よろしくお願い申し上げます。

#### 重清委員

しっかりとした早急な対応を要望しておきますので、よろしくお願い致します。

それと今、いっぱい猿が下りてきているんです。今、電気柵はまだしておりません。もうすぐするということで準備にかかっているんです。それで、前回の台風で、そのまま壊れた柵もありますし、今の時期は狩猟期間ですけど、全部追い山で山へ入ります。ところが猿は撃てないものですから、全部下へ下りてきます。下へ下りたら、危なくてここは鉄砲は使えません、駆除もできませんということで、猿はやりたい放題です。それをどうするか。

年間のうちで、今が一番、猿が下へ下りてくる時期なんです。畑は一晩で何もかもなくなります。柵も電流が通っていませんので、来たい放題です。今から田植えをするので電



気柵は今から設置していきますけど、今、猿が群れになって下りてきております。

何頭、何十頭と群れでおりますから、やっぱり対策は早急に考えないと危ないです。これらの対策を今後どうするのか、来年度も予算化しておりますけど、具体策をどうするか。それと、この前に言っていたわなの免許取得者の状況を教えていただけますか。

#### 井形農村・鳥獣対策担当室長

ただいま重清委員のほうから2点ほど御質問をいただきました。

まず、今の時期に猿が出没しているという御質問でございますが、委員からのお話にもありましたように、ちょうど今は狩猟期でございます、ハンターの方々が山で鹿とかイノシシの狩猟に力を入れているということで、猿は有害捕獲で捕獲をしていただいておりますが、なかなか手が回っていないということで、里に出てきているということでございます。市町村協議会とか関係団体とも連携して、狩猟期にも猿の捕獲が進められるような取組を来年度、早急に進めてまいりたいと考えております。

それから、県のわな免許の取得状況についてということで、先日の1月18日に本年度第3回目の狩猟免許の試験がございました。この分を合わせまして、本年度、県職員が狩猟免許を取得した人数は、24名でございます。既に取得をしていた人と合わせると、51名となっております。

このうち、わなの免許を持っている者が46名、猟銃が13名、網猟が1名、これは1人で複数持っている人もいるので足して51にはなってございませんが、51名ということです。来年度も引き続き狩猟免許の取得に努めてまいります。免許を取得しても、すぐに捕獲につながるかという、なかなか技術も必要でございますので、実地研修、猟友会等が開催しておりますわなの技術研修に積極的に参加して、捕獲するための技術を向上させていきたいと考えております。

#### 重清委員

今までやってきたなかなか猿が減らなかったということは、やはり難しいんです。なかなか撃てないと。おりも最初は入るけど、慣れてきたら絶対に入らない。幾ら餌を入れても、変えても入ってくれないんです。難しい面がありますので、やっぱり抜本的には下りてこないように、ここらを含めてやっていかないと、とるだけとらんかと言ったって、山と里山の境はありませんから、もうここまで下りてきたら減りません。これからどんどん被害が出てくるのは都市部の中心です。まだ、ひとつも網をしてないでしょう。今から大騒ぎすると思います。阿南にしろ、小松島にしろ、どんどん出てきます。板野も一緒です。

そこらを早く手を打ちませんか。ここまで増えたら無理でしょうというぐらいまで今、増えています。

犬は、大方はつながれています。今、100軒に1頭ぐらいは放しておりますけど、それ以外はないでおりますし、きちんと教育をしないとモンキー犬にはなりません。ほえていますが、猿はつながれていると思っておりますので、全然怖がっていない感じです。人間のほうがほえられて脅かされています。

国も恐らく目標を掲げてくると思いますけど、これから猟友会と一緒に話し合いて、ど

うしたらいいか検討してください。今の時期、山へ入って猿が目の前を通っても撃てないという、いまだにこんな法律です。撃たなかったら下へ下りてくるでしょう。目の前で猿が走っているのに、それを撃てないというのが今の狩猟法か何かでしょう。そこらをやっぱり国に対して提言してもらえませんかと前から言っているんですけど、1回でもしてくれましたか。変える方向でしてくれないんですか。これだけ日本中の地方が困っておる状況で、国に対して徳島県は今までに何かしてくれましたか。

#### 井形農村・鳥獣対策担当室長

ただいま、重清委員のほうから、捕獲等を目標を定めて強化していったらどうかという御質問をいただきました。

猿の捕獲については、県民環境部のほうで猿の適正管理計画をただいま策定中でございまして、その中で年間の捕獲頭数とかを定めていくと聞いております。現在、猿の昨年度の実績でいきますと1,398頭を県下で捕獲しております。平成24年度も同様に1,300頭ぐらいで、ここ2年ほどは積極的に捕獲が進んでおります。このペースを引き続き確保することによって、猿の数を増やさない、減らしていくということが、管理計画の中でもほぼこの程度だろうということが言われていますので、このペースを崩さずに、積極的に捕獲に努めて、被害の軽減を図っていきたいと考えております。

それから、委員から質問のありました国に対してということですが、鳥獣保護法がこの度成立しておりますが、5月から施行される予定でございますけれども、鳥獣保護管理法になりまして、管理になりますと、従来は国とか県の捕獲ができなかったものが、国とか県が捕獲することができる。これに合わせて、また環境省のほうで補助事業ができたということもございまして、その関連で、わな免許は20歳以上だったのが18歳からとれるようになったこと、また、狩猟税が一部、有害捕獲に関わる方については半額になるということも施行されるようになりますので、この法律の施行後、この制度を積極的に活用して鳥獣の被害の防止に努めてまいりたいと考えております。

#### 重清委員

今、1,300頭ずつ2年間とったということですけど、恐らく個体数で増えている数とか、下りてきている数の計算が違うと思います。これをやっぱりきちんと把握しないといけません。年間2,000頭増えていたら全然減っていないということでしょう。今は県道でもどこでもおりますから。そこらをしっかりと対応しておいてください。頑張ってください。お願いしておきます。

それと漁業で、庄野委員が最初に言われた栽培漁業センターについて、いい質問だなと思って聞いていたんですが、建て替えも含めて来年度に考えるということですか。こういう質問をしたんやけど、答えがないように聞こえたんやけど。

栽培漁業センターは本当に必要なんです。今、東北へ行ったって、やっぱり沿岸部でこういうのをまだせないかんという状況です。一番に生活するところを高台へ、次に公共施設です。

あの施設をもうちょっと生かしてくれませんか。経営もいろいろ第三セクターなり民間

なりで考えたり、公でするとか考えるんですけど、今のままの施設ではちょっと無理でしょう。でもあの施設は必要です。全国どこでもいろんな養殖や栽培技術を生かしてやっているのに、徳島県もやりませんかという話です。アワビはしているけど、サザエもやりませんか。全然おらんようになってきているのに、何でこれをもう1回復活するようにしないのか。海女さんたちがとるのはアワビ、サザエとか、いろんな貝類でしょう。サザエはひとつもおらんようになってきているのに、何で調整しないのか。1回調整して失敗したからやめました、あとは自然に返るまで待ちます。これでは漁業者の所得は上がらないでしょう。

漁業は今苦しんでいます。海水の温暖化とか、いろいろな問題も出てきて、魚の流れも違う。沖のほうを通り出したとか、ブリもなかなか入ってこんとか、いろいろな問題が出ております。漁業も所得が幾らかという話でしょう。それをやっぱりきちんとして、安定した収入をどうしたら得られるのか。それにはやっぱり庄野委員が言っていたように、栽培、養殖じゃないんですかと。もう1回チャレンジしませんか。いつまでも来たものを取りませんかという姿勢だから、このような状況になるのと違いますか。今は燃料も高いし1年間所得がなかったら、無理でしょうという話です。

この二つ、漁業の所得と栽培漁業センターをどうするか。来年度、計画見直しをするんだったら、その中で耐震、建て替えもひっくるめた検討をするのかどうか、お聞きします。

#### 船越水産課長

ただいま、漁業者の所得の向上、それから栽培漁業センターについての御質問をいただきました。

まず、漁業者の所得の向上でございますが、漁業者の所得、我々の計算でざっと漁獲金額、あるいは所得率等から計算しますと、やはりかなり低い値が出ております。

ただいま、所得向上のために、例えば魚介類のブランド化とか、あるいは栽培漁業、それから資源管理等々に取り組んでおりますが、所得が直接ぐっと伸びたような話はまだ聞こえてきにくいところでございますが、今後もそれらの施策についてしっかりと取り組んでまいりたいと考えております。

それから、栽培漁業センターについてですが、先ほどから申しておりますとおり、来年度、運営体制の見直しをしていくということでございます。その中で、建物につきましても、種苗生産をやめた魚種についての建物があり、また老朽化もしております。改めてそれらをチェックして、今後どうしていくか整理をして、今後検討してまいりたいと考えております。

#### 重清委員

栽培漁業センターは、本当は建て替えていただきたい。これはきっちりと要望しておきます。

みんなセンターを基地として、大学とかいろんなところと連携をとりながら、徳島県の漁業者が安定した収入が得られるようにしてほしい。そのためには、建て替えないと無理でしょう。耐震もできていないという話ではいかんし、古いでしょう。先日行った愛媛の

市場は、鳥も何も入らんようにきれいにできていました。今の徳島県の市場は、全部開け広げて、鳥は入るわ、犬は入るわ、猫は入るわという状況でしょう。やっぱり、それは漁業者の組合長さんらにも見に行ってもらって、そういう施設に変えていくと。そのために県も国も補助金を出していくという考えに変えてもらわないと、ついていけないです。築地だけではなく、全国の市場は変わってきていますから、そこらをやっぱり早急に取り入れてほしい。強く要望して終わります。

喜多委員長

ほかにありませんか。

（「なし」と言う者あり）

それでは、これをもって質疑を終わります。

これより、採決に入ります。

お諮りいたします。

ただいま審査いたしました農林水産部関係の付託議案は、原案のとおり可決すべきものと決定することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

御異議なしと認めます。

よって、農林水産部関係の付託議案は、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

#### 【議案の審査結果】

原案のとおり可決すべきもの（簡易採決）

議案第 1 号、議案第 9 号、議案第 10 号、議案第 11 号、議案第 12 号、議案第 15 号、議案第 45 号、議案第 56 号、議案第 64 号、議案第 71 号、議案第 72 号、議案第 73 号、議案第 74 号

以上で農林水産部関係の審査を終わります。

本年度最終の委員会でございますので、一言御挨拶を申し上げます。

農林水産部関係の審査に当たり、理事者各位におかれましては、常に真摯な態度をもって審査に御協力いただき、深く感謝の意を表する次第でございます。

また、審査の過程において表明されました委員の意見並びに要望等を十分尊重していただき、今後の農林水産行政の推進に反映されますよう強く要望させていただきます。

終わりに当たりまして、皆様方には、ますます御自愛いただきまして、それぞれの場で今後とも県勢発展のため御活躍されますよう祈念いたしまして、私の挨拶とさせていただきます。

どうもありがとうございました。

小谷農林水産部長

本年度最後の委員会であります。私のほうからも御挨拶を申し上げたいと思います。

ただいまは、喜多委員長さんから、御丁重なる御挨拶を賜り、ありがとうございました。喜多委員長さん、岡本副委員長さんをはじめ、委員の皆様方におかれましては、1年間にわたり農林水産業の発展のため、終始御熱心な審議を賜り、また現場の実情を踏まえた提言をいただきました。本当にありがとうございます。

私ども職員一同、これからの施策の推進に当たりましては数々の貴重な御意見、御提言をしっかりと肝に銘じながら、これからの農林水産行政、またその施策の推進に反映をしてまいりたいと考えているところであります。

本県を取り巻く農林水産業の現状は内外を取り巻く厳しい環境の条件、高齢化に伴います担い手の不足といったこと、喫緊の課題が多くございます。こうした部分についてしっかりと対応できるように、また農林水産業の成長産業化といったところにも積極的に取り組んでまいりたいと思っております。

また、中山間地域等をはじめとした条件の厳しい地域における状況を考えたときに人口減少社会において、やはり未来を開けるような農山漁村はどうあるべきか、こういった部分についても念頭に置いて施策を進めてまいりたいと考えております。

地方創生は、本県が現場からしっかりと対応できるように現場目線で取り組んでまいりたいと考えております。

今後とも御指導、御鞭撻のほど、よろしくお願い申し上げます。

結びとなりますが、委員各位の御健勝と今後ますますの御活躍を御祈念申し上げまして、簡単ではございますが、私の御挨拶とさせていただきます。

1年間本当にありがとうございました。

喜多委員長

これをもって、本日の経済委員会を閉会いたします。(12時35分)